

議案第4号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月 29 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第4号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

平成19年2月1日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数について必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、広域連合長の事務部局の職員9人とする。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。